

**info
08**

「柔道整復(整骨院・接骨院)の適正受診」について

整骨院・接骨院での施術には、国民健康保険(以下、「国保」)が使える場合と使えない場合があります。

国保が使える症例・事例

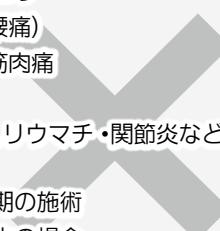
医師や柔道整復師に、外傷性の原因によるけがと診断されて施術を受けたとき

- ▷捻挫(くじく・ひねる)
- ▷打撲(打ち身)
- ▷挫傷(肉離れなど)
- ▷骨折、脱臼の応急手当



国保が使えない症例・事例

- ▶日常生活からくる疲れや肩こり
- ▶加齢からの痛み(五十肩・腰痛)
- ▶スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ▶病気が原因の痛みやこり
- ▶脳疾患後遺症などの慢性病、リウマチ・関節炎などの神経性疼痛
- ▶症状の改善が見られない長期の施術
- ▶病院などで同じけがを治療中の場合
- ▶仕事中や通勤途中のけがで、労災保険が適用されるもの



※国保が使えない施術は、全額自己負担となります。

負傷原因をはっきり伝えましょう

施術を受けるときは、「いつ、どこで、何をして、どんな症状か」を正確に伝えて、国保が使えるか相談してください。

負傷の原因が交通事故などの第三者行為に該当する場合は、必ず下記へご相談ください。

療養費支給申請書は、“内容をよく確認”し、“必ず自分で署名または押印”しましょう

療養費支給申請書は、柔道整復師が患者に代わって治療費を国保に請求するために必要な書類です。委任欄に署名するときは、「傷病名、日数、金額」をよく確認してください。白紙の書類に署名したり、ハンコを渡したりしないでください。

施術内容を照会することができます

医療費適正化の一環として、治療費を請求された方に施術内容などを照会することができますので、施術を受けたら「負傷部位、施術内容、施術年月日」を記録し、領収証を保管してください。

問 市民課国保年金班 (☎ 55-8164)

**info
09**

納め忘れ防止に! 税金の納付は、便利な口座振替をご利用ください

■対象税目

市県民税森林環境税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)

■利用可能金融機関

北都銀行、秋田銀行、北日本銀行、羽後信用金庫、東北労働金庫、こまち農業協同組合、ゆうちょ銀行

■申込み

『預(貯)金通帳』『通帳届出印』『納税通知書』を持参し、上記金融機関窓口で手続きするほか、専用サイトから電子申請(通帳届出印不要)ができます。

※電子申請を利用できる方は、上記金融機関の預貯金口座のキャッシュカードをお持ちの個人に限ります(キャッシュカードの暗証番号の入力が必要)。

■口座振替開始時期

申込日の翌月末から

※令和8年度に課税される税金を口座振替したい場合は、余裕をもってお早めにお申し込みください。

口座振替が開始するまでの間はお手持ちの納付書で納付してください。



申込みサイト

問 税務課納税班 (☎ 73-2118)